



第4章 保育園・幼稚園・認定こども園

1 保育園・幼稚園・認定こども園について

保育園、幼稚園、認定こども園は、対象となるお子さんや入園の申込み方法が異なります。

施設の種別	入園の申込み	概要
保育園 ・ 公立認定こども園 (保育部分)	こども福祉課	[対象] 下記の保育園・認定こども園(保育部分)の基準に該当する方 [内容] 保護者に代わってお子さんを保育するところです。
幼稚園 ・ 公立認定こども園 (教育部分)	希望する園へ 直接	[対象] 満3歳以上のお子さんの保護者の方 [内容] 生活や遊びを通じて、生涯における人格形成や生きる力の基礎を 培うところです。
私立 認定こども園	希望する園へ 直接	[対象] お子さんの年齢が、満3歳未満 ⇒ 保育園と同様(保育部分) 満3歳以上 ⇒ 幼稚園と同様(保育/教育部分) [内容] 保育園の機能と、幼稚園の機能を併せ持った施設です。

■ 幼稚園・認定こども園(教育部分)

《対象となる児童》

[1号認定] 満3歳以上で、下記基準に該当する児童

《幼稚園・認定こども園(教育部分)の基準》

市内に在住する満3歳以上のお子さん

《幼稚園・認定こども園(教育部分)の申込》

下記の書類を、入園を希望する市立幼稚園
または認定こども園へ直接提出してください。

- 鹿嶋市立幼稚園入園許可申請書
- 幼児家庭状況調べ
- 入園児個人の住民票(続柄・本籍記載)
- 鹿嶋市施設型給付費等支給認定申請書

《その他 注意事項》

市立幼稚園の入園の基準や申込み方法は、
下記のとおりです。

保育園および市立幼稚園(4園)の入園に係る
募集要項などの詳細は、11月頃の「広報かしま」
や市ホームページでお知らせしています。

問合せ先

[保育園・認定こども園]	こども福祉課(保育係)	TEL: 82-2911 (代表)
[幼稚園に関する]	教育委員会 鹿嶋子育て課	TEL: 82-2911 (代表)

■ 保育園・認定こども園(保育部分)

《対象となる児童》

[2号認定] 満3歳以上で、下記基準に該当する児童

[3号認定] 満3歳未満で、下記基準に該当する児童

《保育園・認定こども園(保育部分)の基準》

下記のいずれかの理由に該当し、同時に、その他の
家族が保育できない(保育を必要とする)場合です。

- ・ 月64時間以上の就労をしている
- ・ 母親が妊娠中、または出産直後
- ・ 保護者が病氣中、負傷中または心身に障がいがある
- ・ 同居または長期入院等している親族の介護や看護中
- ・ 震災、その他の災害の復旧にあたっている
- ・ 求職活動、または就学をしている
- ・ 育児休業中で継続利用が必要な場合
- ・ その他、特別な理由で保育できない場合



《保育園・認定こども園(保育部分)の申込》

「保育の必要性の認定」が必要です。下記の書類を、
市または認定こども園へ直接提出してください。

- 支給認定申請書
- 保育を必要とする事由の証明書
- 保育園入園申込書(家庭状況調査票を含む)

